

○那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

平成28年3月28日

告示第159号

(趣旨)

第1条 この告示は、住宅用の太陽光発電及び高効率給湯器等の所有者を支援し、一般家庭における再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー等の促進により温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化防止に資するため、那珂川町補助金等交付規則（平成17年那珂川町規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令6告示205・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人により電灯契約される建物で、町内において住居として使用されるもの（店舗、事務所等との兼用を可とする）をいう。
- (2) 太陽光発電 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分については電力会社に売電することができるシステムをいう。
- (3) 高効率給湯器 家庭用の自然冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器又はハイブリッド給湯器をいう。
- (4) 木質バイオマス暖房設備 木質ペレット、薪、チップを燃料として使用する暖房機をいう。
- (5) 定置型蓄電池 蓄電池部及びインバーター等の電力変換装置を備え、太陽電池を利用して発電した電力を繰り返し蓄えることにより、必要に応じて電気を活用できるものであること。
- (6) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動力とし内燃機関を併用しない自動車で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。
- (7) 電気自動車充電等設備 電気自動車に充電等するための普通充電設備及びV

2H充放電設備をいう。なお、同一世帯で使用する電気自動車に充電等するものに限る。

(令3告示179・令4告示147・令5告示170・一部改正)

(補助金の名称)

第3条 この告示に基づき町の交付する補助金の名称は、那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金（以下「補助金」という。）とする。

(実施主体)

第4条 この告示による補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める要件を満たす個人とする。

- (1) 那珂川町内に居住していること。
- (2) 町税（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の滞納がないこと。
- (3) 対象設備を設置する住宅が他者の所有に属する場合はその同意を得ていること。ただし、電気自動車については自動車検査証に記載された所有者に限る。
- (4) 那珂川町の補助金制度において、過去に同一の補助対象機器の設置又は電気自動車の購入に対する補助金を本人又は、同一世帯の者が受けていないこと。

(平31告示93・令4告示147・一部改正)

(補助対象事業の設備及び対象経費)

第5条 補助対象事業は、申請日以降に工事を着工する未使用品（電気自動車にあつては初年度登録の車両）であつて、別表第1に定める要件を満たす太陽光発電、高効率給湯器、木質バイオマス暖房設備、定置型蓄電池及び電気自動車充電等設備を設置（対象設備が付属する住宅の場合には引渡し）する事業又は電気自動車の購入に関する経費とする。ただし、電気自動車充電等設備及び電気自動車については、いずれか一方とする。また、国県等の補助金を受けた場合は、当該補助金の額を控除する。

(令3告示179・令4告示147・令5告示170・一部改正)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）及び別表第2に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに町長へ提出するものとする。

2 町長は、交付申請書の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、申請者へ交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(工事の完了、住宅又は車両の引渡し)

第8条 前条の規定により、補助金交付の決定を受けた補助事業者は、前条第2項の交付決定通知に記載された交付決定日から、原則として6箇月以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、工事の完了、住宅又は車両の引渡しを受けなければならない。

(令4告示147・一部改正)

(状況調査)

第9条 町長は、必要に応じ補助事業者に関係書類の提出を求め、又は現地に立ち入り、補助事業の遂行状況を調査することができる。

2 町長は、前項の状況調査で交付申請内容と異なるときは、改善等を指示することができる。

(補助事業の内容の変更等)

第10条 補助事業者は、第7条第2項の交付決定通知を受けた後、事業内容に変更（第3項に掲げる軽微な変更である場合を除く）があるときは、予め補助事業変更承認申請書（様式第3号）に次の関係書類を添えて、町長に提出し承認を受けなければならない。

(1) 補助事業変更内容概要書

(2) 補助金交付申請額計算書（変更申請用）

(3) 変更契約書の写し

2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、補助事業中止承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 第1項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 対象システムの太陽電池の最大出力を変更すること。

(2) 対象給湯器の種類を変更すること。

(3) 対象設備のメーカーを変更すること。

(4) 補助金交付算定額の変更を伴う変更をすること。

(承認)

第11条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認められるときは、これを承認し補助事業者へ変更等承認通知（様式第5号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業に係る実績報告書（様式第6号）に別表第2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出時期は、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月23日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の審査及び現地確認検査を行い、補助金の交付決定の内容と相違ないと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、補助金の額の確定後、補助事業者から補助金の交付請求書（様式第8号）の提出があったときは、速やかに請求内容を審査し補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第15条 補助事業者は、第7条の規定による交付申請、第10条の規定による変更（中止）承認申請及び第12条の規定による実績報告について、太陽光発電設備等を販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの事務手続きを代行させることができる。

2 手続代行者は、手続きを誠意を持って実施するものとし、手続きの代行を通じ、

補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

- 3 町長は、手続代行者がこの要綱に定める手続きを偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（設備の適正管理）

第16条 補助事業者は、対象設備等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（次条において「法定耐用年数」という。）の期間善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することできない理由により、対象設備等が毀損され、又は滅失したときは、その旨を町長に届けなければならない。

（令4告示147・一部改正）

（取得財産等の処分の制限）

第17条 補助事業者は、対象設備等の法定耐用年数の期間内において、対象設備等を補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ町長に承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により承認申請するときは、関係書類を添えて承認申請書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

- 3 町長は、前項の承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、対象設備等に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 4 補助事業者は、町長から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求されたときは請求に応じ速やかに返還しなければならない。

（令4告示147・一部改正）

（補助期間）

第18条 補助期間は、令和8年3月31日までとする。

（令5告示170・追加）

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

(その他)

第19条 この告示の実施に関して必要な事項は町長が別に定める。

(令5告示170・旧第18条繰下)

改正文(平成29年3月28日告示第176号)抄

平成29年4月1日から適用する。

改正文(平成31年2月8日告示第93号)抄

平成31年2月8日より適用する。

改正文(令和3年3月31日告示第179号)抄

令和3年4月1日より適用する。

改正文(令和4年3月31日告示第147号)抄

令和4年4月1日より適用する。

改正文(令和5年3月31日告示第170号)抄

令和5年4月1日より適用する。

改正文(令和6年3月29日告示第205号)抄

令和6年4月1日より適用する。

別表第1(第5条、第6条関係)

(令3告示179・令4告示147・令5告示170・令6告示205・一部改正)

補助対象設備 等	補助対象設備等の要件	補助対象経費	補助金額
太陽光発電設備	1 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもの。 2 太陽電池の最大出力の合計値又はインバーター・保護装置の定格出力が10kw未満の太陽光発電であること。 3 補助事業者が電力会社と電力受給契約を結び、かつ余剰電力受給契約が結ばれているもの。	下記の機器及び設置に係る費用 太陽光電池モジュール、架台、インバーター、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線・配線	太陽電池の最大出力の合計値若しくはインバーター・保護装置の定格出力のいずれか小さい方の値(kw表示とし、小数点

	4 増設及び改修でないこと。	器具・据付、設置工事に係る費用	第3位を切捨てる)に2万円を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）又は補助対象経費に1/10を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）のいずれか小さい方の額とする。ただし8万円を上限とする。
高効率給湯器	自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート） 1 自然冷媒を使用しているもの 2 下記のいずれかを満たすもの ・年間給湯効果（JRA規格）3.1以上 ・年間給湯保温効果（JIS規格）2.7以上 ・年間給湯効果（JIS規格）3.1以上 3 寒冷地向け機種、塩害地向け機種、重塩害地向け機種、2缶タイプ、角型1缶タイプ、貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、一体型タイプ及び多	機器費、付属機器費、設置工事費	補助対象経費に1/10を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。ただし2万円を上限とする。

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

	機能タイプについては、下記の条件のいずれかを満たすもの ・年間給湯効率（JRA規格）2.7以上 ・年間給湯保温効率（JIS規格）2.4以上 ・年間給湯効率（JIS規格）2.4以上		
	潜熱回収型給湯器（エコジョーズ、エコフィール） 1 潜熱を回収するための熱交換器を備えておりメーカーのカタログ値において熱効率が90%以上の機種	機器費、付属機器費、設置工事費	補助対象経費に1/10を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。ただし1万円を上限とする。
	ハイブリット給湯器 1 自然冷媒ヒートポンプと潜熱を回収するための熱交換器を備えているガス熱源器を組み合わせた設備	機器費、付属機器費、設置工事費	補助対象経費に1/10を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。ただし2万円を上限とする。
木質バイオマス暖房設備	ペレットストーブ、薪ストーブ、チップストーブ 1 木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉砕したオガ粉を円筒状に固めたもの）薪、チップを燃料として	ストーブ本体、付属機器費、設置工事費	補助対象経費に1/2を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

	使用する設計及び仕様である暖房機 2 燃焼効率が70%以上であるもの。		額)とする。 ただし10万円 を上限とす る。
定置型蓄電池	1 環境省によるZEH補助金蓄電システ ム登録済製品一覧に記載のあるもの。 2 停電時に太陽光発電システムから直 接充電でき、分電盤を介して住宅に電 気を供給できるもの。 3 電力会社と電量需給契約及び余剰電 力の販売契約を行うことができる太 陽光発電システムを設置しているこ と。	機器費、付属機 器費、設置工事 費	補助対象経費 に1/10を乗 じて得た額 (千円未満の 端数を切り捨 てた額)とす る。ただし5 万円を上限と する。
電気自動車又 は電気自動車 充電等設備	電気自動車 自動車検査証に記載された区分が次の とおりであること。 1 自動車の種別が普通又は軽自動車 2 自家用・事業用の別が自家用 3 車名が国内自動車メーカー 4 燃料の種類が電気 5 使用者が所有者と同じ又は同一世帯 の者 6 所有者の住所が那珂川町内 7 使用の本拠の位置が所有者と同じ	車両本体価格、 付属品費、諸経 費、充電設備設 置工事費	補助対象経費 に1/10を乗 じて得た額 (千円未満の 端数を切り捨 てた額)とす る。ただし10 万円を上限と する。
	普通充電設備 1 一般社団法人電動車両電力供給シス テム協議会又は、一般社団法人電気自 動車普及協会に加盟している団体の 製品とする。	機器費、付属機 器費、設置工事 費	補助対象経費 に10/10を乗 じて得た額 (千円未満の 端数を切り捨

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

			てた額) とする。ただし10万円を上限とする。
	V2H充放電設備 1 電動自動車充放電システムガイドラインV2Hに基づく検定 (CHAdemo V2H protocol認証) に合格しているもの。	機器費、付属機器費、設置工事費	補助対象経費に10/10を乗じて得た額 (千円未満の端数を切り捨てた額) とする。ただし15万円を上限とする。

別表第2 (第7条、第12条関係)

(令3告示179・令4告示147・令5告示170・一部改正)

補助対象設備等	交付申請提出書類	完了報告提出書類
共通	交付申請書類 ① 交付申請書 (様式第1号) ② 補助対象の設備等に関する概要書 ③ 補助金交付申請額計算書 ④ 補助対象経費の内容と金額がわかる契約書又は見積書の写し ⑤ 町税の滞納がないことを証明する書類 ⑥ 案内図及び設備配置図 (車庫の位置) ⑦ 手続き代行者調書 (事務手続きを代行させる場合)	実績報告書類 ① 実績報告書 (様式第6号) ② 補助対象の設備等に関する概要書 ③ 補助金交付額計算書 ④ メーカーが発行する保証書の写し (製造番号が確認できるもの) ⑤ 電気自動車及び電気自動車充電等設備にあっては、電気自動車の自動車検査証の写し ⑥ 補助事業の実施に係わる領

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

	⑧ 確約書（町外から転入する場合）	収書の写し ⑦ 補助事業の実施状況を示す写真（電気自動車にあってはナンバープレートが確認できるもの） ⑧ 住民票（町外から転入する場合）
太陽光発電設備	① 太陽光発電設備設置に係る図面（太陽電池モジュールの設置状況が確認できる図面） ② 太陽電池モジュールの形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し	① 電力会社との受給契約が確認できる書類の写し ② 申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類
高効率給湯器	自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）及び潜熱回収型給湯器（エコジョーズ、エコフィール）、ハイブリット給湯器の形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し	申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類
木質バイオマス暖房設備	ペレットストーブ、薪ストーブ及びチップストーブの形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し	申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類
定置型蓄電池	定置型蓄電池の形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書（太陽光発電システムと連携することが可能と確認できるもの）等の写し	申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類
電気自動車	電気自動車の見積書及びカタログ、仕様書等の写し	申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

電気自動車充電等設備	電気自動車充電等設備の形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し	申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類
------------	---	---------------------------

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

那珂川町長 様

申請者 住所
氏名

年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付申請書

年度において那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金
円を交付されるよう、那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費
補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 補助対象の設備等に関する概要書
- 2 補助金交付申請額計算書
- 3 補助対象経費の内容と金額がわかる契約書又は見積書の写し
- 4 低炭素まちづくり推進設備等設置承諾書（住宅の所有者が異なる場合）
- 5 町税の滞納がないことを証明する書類（完納証明書）
- 6 案内図及び設備配置図（車庫の位置図）
- 7 手続代行者調書（事務手続きを代行させる場合）
- 8 太陽光発電にあっては、太陽光発電設備に係る図面
- 9 その他カタログ、仕様書の写し
- 10 確約書（町外から転入する場合）

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

様式第2号（第7条関係）

那珂川町指令生第 号

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付決定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった 年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金について、那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、金 円を交付します。

年 月 日

那珂川町長

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

那珂川町長 様

申請者 住所
氏名

年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け那珂川町指令生第 号で交付決定の通知があった 年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更する設備

- | | | |
|----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 太陽光発電設備 | ☐ 高効率給湯器 | ☐ 木質バイオマス暖房設備 |
| ☐ 定置型蓄電池 | ☐ 電気自動車 | ☐ 電気自動車充電等設備 |

2. 変更の内容と理由

内容：

理由：

3. 変更後の補助金額

円

4. 関係書類

- (1)補助事業変更内容概要書
- (2)補助金交付申請額計算書（変更申請用）
- (3)変更契約書の写し

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

那珂川町長 様

申請者 住所
氏名

年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金中止承認申請
書

年 月 日付け那珂川町指令生第 号で交付決定の通知があった
年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金について、下記
のとおり中止したいので、那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金
交付要綱第10条第2項の規定に基づき申請します。

記

中止理由

様式第 5 号（第 11 条関係）

那珂川町指令生第 号

年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金
変更等承認通知書

様

年 月 日付けで変更等の申請があった 年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金について、那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、変更等を次のとおり承認します。

1. 変更または中止する設備

- ☐太陽光発電設備(□変更 □中止)
- ☐高効率給湯器(□変更 □中止)
- ☐木質バイオマス暖房設備(□変更 □中止)
- ☐定置型蓄電池(□変更 □中止)
- ☐電気自動車(□変更 □中止)
- ☐電気自動車充電等設備 (□変更 □中止)

2. 変更後の補助金額 円

年 月 日

那珂川町長

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

那珂川町長 様

申請者 住所
氏名

年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金実績報告書

年 月 日付け那珂川町指令生第 号で交付決定の通知があった
年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金について、那珂川
町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、
その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 補助対象の設備等に関する概要書
- 2 補助金交付額計算書
- 3 太陽光発電にあっては、電力会社との受給契約書の写し
- 4 メーカーが発行する保証書の写し（製造番号が確認できること）
- 5 電気自動車、電機自動車充電等設備にあっては、電気自動車の自動車検査証
の写し
- 6 補助事業の実施に係る領収書の写し
- 7 補助事業の実施状況を示す写真
（電気自動車にあっては、ナンバープレートが確認できるもの）
- 8 住民票（町外から転入する場合）

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

様式第7号（第13条関係）

那珂川町指令生第 号

年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金確定通知書

様

年 月 日付けで実績報告があった 年度那珂川町低炭素まちづくり
推進設備等導入事業費補助金について、那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入
事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、金 円を交付すること
に確定したので通知します。

年 月 日

那珂川町長

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

様式第8号（第14条関係）

年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付請求書

請求金額 金 円

年 月 日那珂川町指令生第 号により確定の通知があった 年度那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金を、那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき請求します。

年 月 日

那珂川町長 様

請求者 住所
氏名 印

振込先

（フリガナ）

金融機関名 _____ 支店名 _____

預金種目 _____

口座番号 _____

（フリガナ）

口座名義人 _____

様式第1号（第7条関係）

（平31告示93・令4告示147・令5告示170・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

（平29告示176・一部改正）

様式第3号（第10条関係）

（平29告示176・令3告示179・令4告示147・令5告示170・
一部改正）

様式第4号（第10条関係）

（平29告示176・令4告示147・一部改正）

様式第5号（第11条関係）

（平29告示176・令3告示179・令4告示147・令5告示170・
一部改正）

様式第6号（第12条関係）

（平29告示176・令4告示147・令5告示170・令6告示205・
一部改正）

様式第7号（第13条関係）

（平29告示176・一部改正）

様式第8号（第14条関係）

（平29告示176・一部改正）

様式第9号（第17条関係）

（令3告示179・令4告示147・令5告示170・一部改正）